



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2003.06.17

No 26 - 81

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

日乗連

「事故・法廷対策基金」の新設を提案！

月額 100 円(一組合員あたり)の徴収金額で基金を運用

2002年12月の幹事会で承認され、各組合より集められた「法廷対策基金」は現在 JAL706 便事故の刑事裁判の傍聴などの支援に使われています。この裁判は月2回の公判が名古屋で行われ、今後も長期間の支援が求められています。また2003年5月には JAL907 便ニアミス事故について機長と管制官が書類送検され、この件についても今後取り組みならびに支援が必要です。

その一方で、日乗連加盟の他の組合に於いても事故や重大インシデントが発生し、日乗連が積極的に支援し経営や事故調査委員会、警察等に対応しています。

このような状況のなか、「法廷対策基金」の今後の取り扱いについて検討を始めた所、事故対策に対する基金を求める声が多く組合から出され幹事会に要請がなされました。

突発的に発生する事故やインシデントに対して、各組合と日乗連との連携した取り組みが必要となりますが、安全問題・人権問題等は全ての乗員に関わる重大な課題であり日乗連が積極的に活動しなければなりません。また経営や警察・検察・司法当局に対する対応ばかりでなく、事故原因の調査や究明・事故乗員の人件擁護・医学的ケア等に対しても、今後は取り組みを拡大する必要性が生じています。

一方法廷対策についても、裁判の長期化や増加の可能性もあり、司法当局への対応や他省庁・マスコミなどへのアピール、法律相談や弁護士費用なども必要となります。

これまで JAL706 便法廷対策費として「法廷対策基金」を特別会計として運用して来ましたが、上記のような理由から、以下の目的・金額・徴収方法のもとに「事故・法廷対策基金」制度を新たに確立することを次回幹事会に提案致します。

これに伴いこれまでの「法廷対策基金」の残高はこの新たな制度の中に組み込まれ、特別会計として運用することも合わせて提案致します。



提案内容

- (1) 名称 : 「事故・法廷対策基金」
- (2) 目的 : 事故・重大インシデントに対する支援
 - * 経営・警察・検察・マスコミ等への対応、事故原因の調査・究明、事故乗員の人権擁護、医学的ケア、等
 - 法廷闘争に対する支援
 - * 裁判傍聴、弁護士費用、司法当局への対応、等
- (3) 金額 : 月額 100 円 (組合員一人当たり)
- (4) 徴収方法 : 一般会計とは別に「事故・法廷対策基金」として集める
- (5) 期間 : 日乗連第 27 期より当面継続

以 上